

平成 29 年 3 月 30 日
投資等ワーキング・グループ
座長 原 英史

厚生労働省への質問事項

1. 総論

- ・これからの所得税・社会保険関連手続は下記を原則として一体的かつ抜本的に再設計されるべきと考えるが、いかがか。
- (1) デジタルファーストを原則とし、紙を介さずデジタルのみで従業員や事業者による申請が完結できるようにするべきである。
- (2) ワンストップを原則とし、類似した申告事項について複数の税・社会保険関連機関に対し個別に申請することを不要とすべきである。
- (3) ワンズオンリーを原則とし、類似した申告を制度によって異なる時期に行うことを不要とすべきである。
- (4) 自前主義を脱却し、API 連携により多様な民間サービスを活用すべきである。
- (5) BPR (Business Process Re-engineering) を実施し、税・社会保険関連の電子手続を事業者および関係機関の業務フローと連動させ、事業者・従業員及び課税当局等関係機関の負担を全体として最適化すべきである。

2. 各施策

- ・上記の原則を実現するために、例えば下記の施策が考えられるが、いかがか。
- (1) 社会保険手続について、届出事項が重複するにもかかわらず、異なる届出先（公共職業安定所、日本年金機構、全国健康保険協会、健康保険組合）に対し、異なる様式による提出が必要とされている問題（別紙参照）について、事業者の負担を軽減するための施策を実施する。（自前主義にこだわらず、API 連携により民間サービスを活用して実現することも含む）また、これに関連して、下記の施策を行う。
- ① 社会保険手続について、同一の届出事項につき、1 回・1 か所への提出

を行えば、その後届出を求められることはないこととする原則を、法令等で明記する。

② 企業が行う手続（従業員に代わって手続する場合を含む。）における、従業員本人の同意確認等の省略または確認方法の多様化

例)・雇用保険離職証明書における従業員の押印・署名の省略、または退職届等の代替手段による従業員の意思の確認

- ・本人に利益のある給付（育児休業給付、介護休業給付、高年齢雇用継続給付等）に関する従業員の押印・署名の省略、または代替手段による従業員の意思の確認
- ・育児休業終了時の報酬月額変更届における従業員の押印・署名の省略、または代替手段による従業員の意思の確認

③ 各制度間の差異の統合（届出事項・保険料率計算方法等）

例)・標準報酬月額方式の見直し

(2) 紙前提の手続をデジタル前提の手続に変更した場合に想定される課題の解決策について検討する。具体的には、以下の施策について検討する。

- ・電子申請利用者の負担となる電子証明書について、付与を不要とする
- ・電子申請利用時の入力方法や利用可能なファイル形式の拡大（紙をPDF化したり Web 上の入力フォーマットに置き換えただけでは手続電子化のメリットが少なく、事業者のデータベースと連携した処理を可能にすることが必要との観点）

(3) 社会保険関連機関（公共職業安定所、日本年金機構、全国健康保険協会、健康保険組合）における業務フローを可視化し、電子申請の利用を前提とした最適化を行う。

(4) バックヤード連携により、国と地方自治体・社会保険関連機関の間において、氏名・住所の変更などがリアルタイムに共有されるようにする（これにより、住民票や戸籍の提出や、変更届の提出を不要とする）。

(5) 電子化による改善効果について、利用率・削減工数などに関する具体的な数値目標を設定する。特に、電子申請を利用した場合の処理時間について、紙による申請の場合の処理時間よりも早く完結させることとする。

(6) API の開放・改善を進め、全ての申告手続が事業者の労務管理システムと一体となって完結できるようにする。

以上

別紙 事業者の申請項目が重複する社会保険手続の例

赤字は3か所重複項目、青字は2か所重複項目

届出内容	分野	書類名	提出先	提出時期	申請項目の例	根拠条文等
資格取得	雇用保険	雇用保険被保険者資格取得届	公共職業安定所	資格取得の翌月10日まで	氏名、被保険者番号、生年月日、性別、資格取得年月日、賃金、雇用形態、職種、契約期間の定めの有無、1週間の所定労働時間、事業主住所・氏名・電話番号	雇用保険法第7条 雇用保険法施行規則第6条第1項、様式第2号
	厚生年金保険	厚生年金保険被保険者資格取得届	日本年金機構	資格取得後5日以内	氏名、生年月日、性別、基礎年金番号、資格取得年月日、報酬月額、住所、事業主住所・氏名・電話番号	厚生年金保険法第27条 厚生年金保険法施行規則第15条第1項、様式第7号
	健康保険	健康保険被保険者資格取得届	企業加入先 (健康保険組合の場合は各組合、 全国健康保険協会の場合は日本年金機構※)	資格取得後5日以内	氏名、生年月日、性別、基礎年金番号、資格取得年月日、報酬月額、住所、事業主住所・氏名・電話番号	健康保険法第48条 健康保険法施行規則第24条第1項、様式第3号
資格喪失	雇用保険	雇用保険被保険者資格喪失届	公共職業安定所	資格喪失後10日以内	氏名、被保険者番号、生年月日、性別、資格取得年月日、離職年月日、喪失原因、離職票交付希望、1週間の所定労働時間、補充採用予定の有無、事業主住所・氏名・電話番号	雇用保険法第7条 雇用保険法施行規則第7条第1項、様式第4号
	厚生年金保険	厚生年金保険被保険者資格喪失届	日本年金機構	資格喪失後5日以内	氏名、生年月日、性別、基礎年金番号、資格喪失年月日、資格喪失原因、標準報酬月額、被扶養者の有無、被扶養者番号、事業主住所・氏名・電話番号	厚生年金保険法第27条 厚生年金保険法施行規則第22条第1項、様式第11号
	健康保険	健康保険被保険者資格喪失届	企業加入先 (健康保険組合の場合は加入先組合、 全国健康保険協会の場合は日本年金機構)	資格喪失後5日以内	氏名、生年月日、性別、基礎年金番号、資格喪失年月日、資格喪失原因、標準報酬月額、被扶養者の有無、被扶養者番号、事業主住所・氏名・電話番号	健康保険法第48条 健康保険法施行規則第29条第1項、様式第8号
氏名変更	雇用保険	雇用保険被保険者氏名変更届	公共職業安定所	変更後速やか	旧氏名、新氏名、被保険者番号、生年月日、性別、資格取得年月日、事業主住所・氏名・電話番号	雇用保険法第7条 雇用保険法施行規則第14条第1項、様式第4号
	厚生年金保険	厚生年金保険被保険者氏名変更届	日本年金機構	変更後速やか	旧氏名、新氏名、基礎年金番号、生年月日、性別、事業主住所・氏名・電話番号	厚生年金保険法第27条 厚生年金保険法施行規則第21条第1項、様式第10号の2
	健康保険	健康保険被保険者氏名変更届	企業加入先 (健康保険組合の場合は加入先組合、 全国健康保険協会の場合は日本年金機構)	変更後遅滞なく	旧氏名、新氏名、基礎年金番号、生年月日、性別、事業主住所・氏名・電話番号	健康保険法第48条 健康保険法施行規則第28条、様式第7号
報酬月額	厚生年金保険	厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届	日本年金機構	毎年7月10日まで	氏名、生年月日、性別、報酬月額、事業主住所・氏名・電話番号	厚生年金保険法第27条 厚生年金保険法施行規則第18条第1項、様式第8号
	健康保険	健康保険被保険者報酬月額算定基礎届	企業加入先 (健康保険組合の場合は加入先組合、 全国健康保険協会の場合は日本年金機構)	毎年7月10日まで	氏名、生年月日、性別、報酬月額、事業主住所・氏名・電話番号	健康保険法第48条 健康保険法施行規則第25条、様式第4号
賞与額	厚生年金保険	厚生年金保険被保険者賞与支払届	日本年金機構	賞与支払後5日以内	氏名、生年月日、性別、賞与額、賞与支払年月日、事業主住所・事業所名称・事業主氏名・電話番号	厚生年金保険法第27条 厚生年金保険法施行規則第19条の5第1項、様式第9号
	健康保険	健康保険被保険者賞与支払届	企業加入先 (健康保険組合の場合は加入先組合、 全国健康保険協会の場合は日本年金機構)	賞与支払後5日以内	氏名、生年月日、性別、賞与額、賞与支払年月日、事業主住所・事業所名称・事業主氏名・電話番号	健康保険法第48条 健康保険法施行規則第27条、様式第6号

※全国健康保険協会加入事業者の場合、厚生年金保険関連の届出と同一の様式でまとめて日本年金機構に提出することで届出が完了
(健康保険法施行規則第24条第1項、第25条第1項、第27条第1項、第28条、第29条第1項)